

令和6年度 消費生活相談の概要



阿賀野市イメージキャラクター
「ごずっちょ」



消費生活相談窓口

《目次》

- 1 消費生活窓口の概要
- 2 消費生活相談事業
- 3 広報あがの掲載内容

1 阿賀野市消費生活相談窓口の概要

2009年（平成21年）に消費者安全法が制定され、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、阿賀野市においても2012年（平成24年）8月に「消費生活相談窓口」を設置いたしました。全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIONET）で各地の消費生活センターに寄せられた最新の相談情報を把握し、消費者被害の救済と防止に役立てています。

（ア）設置の概要

名称	阿賀野市消費生活相談窓口
所在地	〒959-2092 新潟県阿賀野市岡山町10番15号 阿賀野市役所 市民生活課内 電話 0250-62-2510（代表）
開設年月日	平成24年8月1日

（イ）組織

担当職員 2名 市民生活課職員兼務
相談員 1名 会計年度任用職員

2 消費生活相談事業

2-1 消費生活相談の受付状況

○相談件数

- ・ 苦情・・・109件
- ・ 問い合わせ・・・10件

○相談者の性別

- ・ 男性・・・57人
- ・ 女性・・・62人

○相談方法

- ・ 来訪・・・42件
- ・ 電話・・・76件
- ・ 文書・・・1件

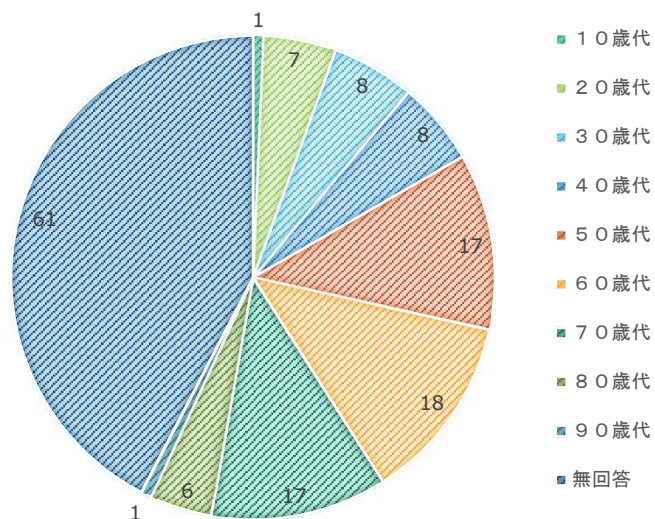
○相談者年齢

- ・ 10歳代・・・1
- ・ 20歳代・・・7
- ・ 30歳代・・・8
- ・ 40歳代・・・8
- ・ 50歳代・・・17
- ・ 60歳代・・・18
- ・ 70歳代・・・17
- ・ 80歳代・・・6
- ・ 90歳代・・・1
- ・ 無回答・・・61

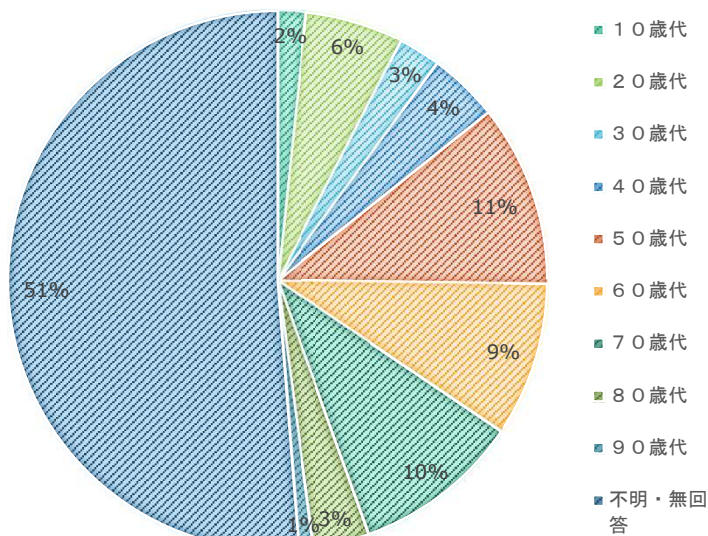
○契約者年齢

- ・ 10歳代・・・2
- ・ 20歳代・・・7
- ・ 30歳代・・・3
- ・ 40歳代・・・5
- ・ 50歳代・・・13
- ・ 60歳代・・・11
- ・ 70歳代・・・12
- ・ 80歳代・・・4
- ・ 90歳代・・・1
- ・ 無回答・・・61

相談者年齢



契約者年齢



○販売購入形態

販売購入形態	令和6年度	説 明
店舗購入	11	消費者が店舗に出向いて契約したもの
訪問販売	2	家庭を訪問した事業者と契約したもの
通信販売	45	通信手段を使って契約したもの
マルチ・マルチまがい	3	連鎖販売取引で契約したもの
電話勧誘販売	8	電話勧誘をうけて事業者と契約したもの
ネガティブオプション	0	申し込んでいない商品を送り付けられるもの
訪問購入	0	事業者が家庭を訪問し品物を買取るもの
その他無店舗	0	露店、屋台等店舗以外の場所で契約したもの

○商品別分類

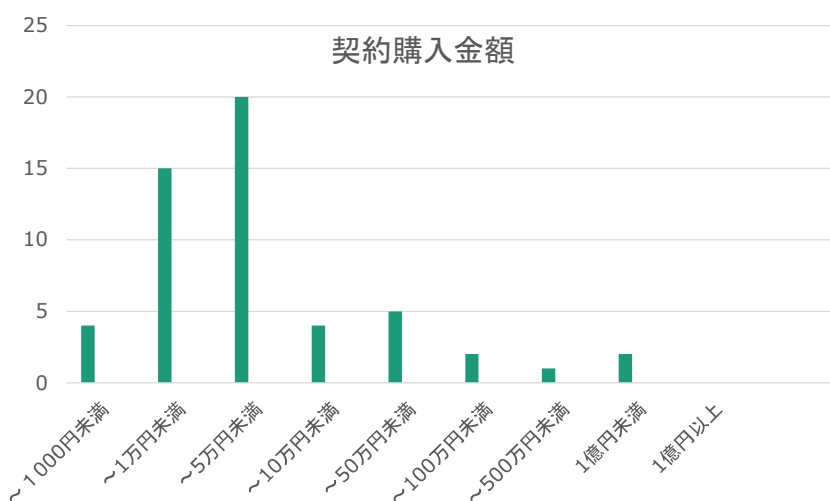
商品別分類	令和6年度	具体例
商品一般	29	架空請求・迷惑メール・不正利用・海外サイト
食料品	9	魚介類・菓子類・健康食品
住居品	1	食器・台所用品
光熱水品	2	電気
被服品	1	アクセサリー
保健衛生品	12	美容液・化粧品
教養娯楽品	1	パソコン・電話機・学習教材・楽器
車両・乗り物	3	自動車
土地・建物・設備	5	土地・戸建住宅・住宅設備
他の商品	1	
レンタル・リース・貸借	3	賃貸住宅の現状回復
修理・補修	1	住宅設備保証サービス
金融・保険サービス	8	生命保険・損害保険・金融関連
運輸・通信サービス	9	移動通信サービス・インターネット通信サービス
教育サービス	2	教室・講座
教養・娯楽サービス	5	娯楽等情報配信サービス・他の教養
保健・福祉サービス	1	理美容
役務その他	8	食事宅配・宗教
他の行政サービス	1	内閣府（詐欺メール）
他の相談	14	相隣関係・相続・相談その他

○契約・申込の有無

- ・既に契約・申込した・・・66
- ・まだ契約・申込していない・・・15
- ・不明・無関係・・・38

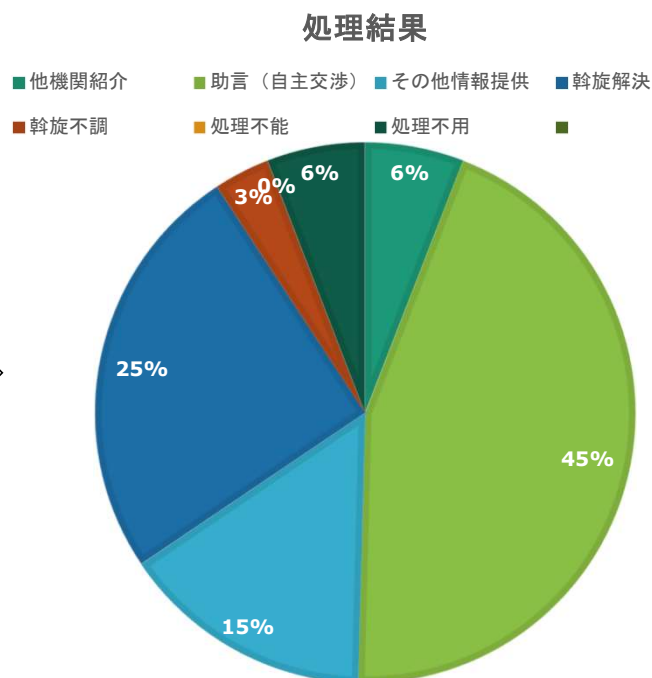
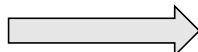
○契約購入金額

- ・～1000円未満・・・4
- ・～1万円未満・・・15
- ・～5万円未満・・・20
- ・～10万円未満・・・4
- ・～50万円未満・・・5
- ・～100万円未満・・・2
- ・～500万円未満・・・1
- ・1億円未満・・・2
- ・1億円以上・・・0



○処理結果

- ・他機関紹介・・・7
- ・助言（自主交渉）・・・53
- ・その他情報提供・・・18
- ・斡旋解決・・・30
- ・斡旋不調・・・4
- ・処理不能・・・0
- ・処理不用・・・7



○令和6年度、相談の多かったトラブル

- 定期購入
- ・「お試し」で購入した美容クリーム。2回目が届き定期購入だと知った。
 - ・販売店と連絡が取れない。
 - ・解約を申出るとキャンセル料の請求をされた。
- 通信販売
- ・31日間無料で動画配信サブスクリプションを利用し解約したが課金された。
 - ・ネットの広告をきっかけに通常より安価な商品を購入した。届いたものは不良品だったので返品したいが販売店と連絡がとれない。
 - ・スマホ買取業者に査定のために本体を送った。査定額が悪かったのでキャンセルしたら連絡が取れなくなった。
- 不審な請求
- ・カード会社から利用した覚えのない請求が来た
 - ・去年亡くなった主人宛てに1375円の請求が届いた。ハガキの連絡先に電話するもでない。

広報あがの消費生活啓発掲載内容（令和6年4月号～令和7年3月号まで）

掲載月	テーマ
4月1日号	給湯器の点検にご注意ください
5月1日号	その購入、定期購入になっていませんか
6月1日号	スポーツジム等の契約トラブル
7月1日号	SMSやメールでのフィッシング詐欺に注意
8月1日号	帰省したら実家でトラブルが起きていないか確認を！ 高齢者に多い消費者トラブル
9月1日号	大手通信関連会社の名称をかたり架空の利用料金請求 を行う事業者に注意！！
10月1日号	なりすましメールに騙されない
11月1日号	催眠商法（SF商法）に注意
12月1日号	その購入、定期購入になっていませんか
1月1日号	暗号資産のもうけ話に注意
2月1日号	残りわずか？焦って購入しないように注意
3月1日号	中古自動車の売却トラブルに注意